

■令和4年度第3回（第319回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和4年8月31日（水） 午後3時05分～午後3時50分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、保健福祉局長、総合政策監

【議 題】 「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」素案について

< 提案説明 >

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」素案について、保健福祉局から次のような説明があった。

- 本議題は、「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」素案について、審議をいただくものである。
- 社会福祉法第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の法令や推進に関する事項を一体的に定めた計画として策定している。また、生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援方策も盛り込んでいる。上位計画である総合振興計画のもと、地域福祉分野の推進を中心としながら、部門別計画やその他関連計画等との整合や連携を図ったものとしている。
- また、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画や、地区社会福祉協議会の地域福祉行動計画と本計画は、ともに地域福祉の充実を目指すという共通の目的を持って策定されていることから、整合や連携を図った計画として策定している。
- 国の通知において、「計画期間は、概ね5年とし3年で見直すことが適当である。特に、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。」とされていることから、本計画の計画期間を7年間とし、関連の深い部門別計画である高齢者計画、障害者計画、子ども計画との改定時期をそろえ、以降、部門別計画に合わせ6年サイクルの計画期間とすることで、各計画との連動性を高めていく。
- 平成30年施行の改正社会福祉法により地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制の整備に関する事項を盛り込んだ計画とすることが求められている。この法改正や社会状況の変化、意識調査の結果等から課題の整理と方向性の検討を行い、3つの基本目標と9つの基本施策とした。7月1日より条例が施行されているケアラー・ヤングケアラー支援については、基本目標2の基本施策に位置づけ、計画的かつ総合的に事業を実施していく。
- 課題の整理と今後の方向性について、まず、「(1) 共生する地域社会の推進」について、今後は、地域住民相互の尊重し合い、支え合う意識を醸成するとともに、地域社

会との接点を築くことができる多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりが必要であると考えている。

- 「(2) 地域活動や業務の担い手の育成」については、地域の支え合い活動を行う多様な主体が役割や機能を活かしつつ連携を図れるよう、また、複雑化・多様化する課題に相談支援が図られるよう、地域活動や専門職などの担い手の育成・確保が必要であると考えている。課題への対応として、基本目標2基本施策(4)については、8つの項目のうち主に項目2、3が関連する。
- 「(3) 重層的なセーフティネットの構築」については、地域の課題や困りごとを抱えている住民を早期に発見し、地域住民等が主体となって、解決に向けた取組をできるよう、地域での解決が困難な場合に適切な支援につながる仕組みが必要であると考えている。課題への対応として、基本目標2基本施策(4)については、ケアラー支援条例に市の責務として、要支援者の早期発見を規定していることから主に項目1、2、3、8が関連する。
- 「(4) 複雑化・複合化した課題等の相談支援体制の充実」については、地域での解決や困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働した相談支援体制の充実が必要であると考えている。
- 今年度より全区設置となった福祉まると相談窓口や子ども家庭総合支援拠点については、新たな事業としてこの基本施策に位置付けている。基本施策(4)の項目1において、中核的な窓口として、福祉まると相談窓口や子ども家庭総合支援拠点を掲載しているほか、年内の開始を予定している電話相談センターによる相談支援を掲載している。
- 本市が目指す包括的な支援体制のイメージについては、住民に身近な圏域及び市区圏域の2つの圏域を軸に、それに対応した行政機関、地域の相談支援機関、地域の様々な主体などの相互関係を表している。様々な課題を抱えている住民への対応としては、地域の支え合い活動の中で支えていくこともあれば、課題の内容によって、地域包括支援センターや障害者生活支援センターなどの地域の専門的な相談支援機関が対応していくこともある。
- また、公的支援が必要な場合は、福祉まると相談窓口を中心とした区役所窓口などの行政機関が地域とも連携を図りながら支えていくことも必要になっていく。課題を抱えている方の個々のニーズに合わせて、様々な機関が相互に連携しながら支えていくというイメージを本計画を通じて共通認識として持っていただければと考えている。また、本市における地域福祉は、行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3者が相互に連携を図りながら、一体となって引き続き推進していく必要がある。
- 「(5) 災害時等に対する備えの充実」について、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、災害時等の観点からも地域の連携を強めていくことが必要であると考えている。
- 成果指標については、第3期計画から新たに基本施策ごとに設けている。本計画では中間年度である令和8年度と最終年度である令和11年度に目標値を設定している。※印が付いている指標は総合振興計画掲載の指標を表しており、基本目標1では、い

ずれの指標も総合振興計画に掲げる成果指標と共通の指標となっている。

- 基本目標2の成果指標については、地域共生社会実現に向けた本計画において、包括的な支援体制づくりに関連するこれらの成果指標を向上させていくことが大変重要である。特に、悩みや不安についてどこに相談してよいかわからない、相談できる人や場所がないと感じる市民の割合を改善していくことが、誰一人取り残さない支援を目指す本市にとっては重要である。
- 福祉まるごと相談窓口や子ども家庭総合支援拠点を本年度、全区に設置したことで、相談を包括的に受け止める体制はある程度進んできたが、区役所の窓口までたどり着けずに、地域で埋もれてしまっている要支援者をどのように支援につなげていくのが課題である。行政だけでなく、市社会福祉協議会等の地域の多様な主体との連携を図りながら、地域へのアウトリーチ支援の強化を図り、相談できる人や場所がないと感じる市民の割合を下げていきたいと考えている。
- ケアラー・ヤングケアラーをはじめとした複合的な課題を抱えている相談者に、福祉まるごと相談窓口や子ども家庭総合支援拠点を利用していただくことで、必要とする支援の相談窓口につながった割合を高めていくよう取組を進めていく。それにより、市区圏域と住民に身近な圏域の相互における包括的な支援体制の整備にも大きく寄与していくと考えている。
- 基本目標3については、※印がついていない「居住地域の治安のよさに満足している市民の割合」は市民意識調査の調査結果に基づいた指標、それ以外の指標は総合振興計画に掲げる指標となっている。
- スケジュールは、これまでの経過として、令和3年度から市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会にて第3期計画に関する審議を重ねてきた。また、自治会連合会、民生委員児童委員協議会に対しても、計画の策定について説明をしている。今後のスケジュールとしては、9月に市議会保健福祉委員会へ計画素案の報告を予定している。10月にはパブリック・コメントを実施し、いただいた意見などを踏まえて、計画案を作成し、地域福祉専門分科会にて審議する予定である。

< 意見等 >

- ・ 成果指標の目標値については、総合振興計画に掲げる目標以外のものは、ある程度努力をしたうえで達成できる目標を掲げるべきではないか。
 - ・ 基本目標2の基本施策(2)包括的な相談支援体制の整備については、現状値が27.0%に対し、令和8年度が46.0%、令和11年度が49.0%というのは、目標値として妥当なのか。
 - ・ 基本目標2の基本施策(3)権利擁護の推進については、75歳以上の高齢者が増えている中で、目標値が妥当なのか。
- 成果指標の目標値については、検証期である令和8年度に見直すとともに、計画に位置付けられている事業ごとに事業評価を行うので、それらを踏まえ、適切な目標設定を行いたい。
- ・ 総合振興計画の計画期間が令和12年度までとなっているが、本計画は令和11年度までとなっている。整合性を図る必要はないのか。

- 地域福祉とは、長い年月をかけて取り組んでいくものであるという認識のもと、第1期、第2期計画では10年の計画期間としていた。しかし、少子高齢化・人口減少という社会状況の変化に対応する必要があるとともに、国の通知では、計画期間を概ね5年とし3年で見直すことが適当であり、他の福祉に関連する計画とも調和を図る観点から、見直しの時期をそろえることが有効とされている。上位計画である総合振興計画の理念は当然、本計画に取り入れているが、下位計画である高齢者、障害者、子どもに関する計画と計画期間を合わせ、6年周期で見直していくというのが適当でないかと考えている。
- ・ コミュニティソーシャルワーク機能の強化は、包括的な支援体制のなかにどのように落としこまれていくのか。
- 住民に身近な圏域での取組を強化する必要があると考えているが、どのように明記するかは事業を具体化する中で検討する。
- ・ コロナ禍において、直接コミュニケーションを図れない部分を補うためのデジタル化の方向性を計画に記載しなくてよいのか。
- 地域の福祉活動は対面してコミュニケーションをとることが基本であるが、一方で、コロナ禍においてコミュニケーションをとることが難しい場面が多々あることを踏まえると、新しい生活様式等の考え方を取り入れ、柔軟な対応をしていきたいと考えている。
- ・ 対面でのコミュニケーションをとることがベストだが、コロナ禍では、対面の部分とデジタル化する部分とバランスをとることが難しい。近年は、隣近所と接触をもたない家庭も多くあり、そのような家庭をどう救い上げるかが課題であるため、デジタル化はやはり必要だが、それだけでは足りないのではないか。
- 検討したい。

< 結 果 >

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」素案については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 包括的な支援体制の構築にあたっては、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携するとともに、コロナ禍の状況を踏まえたデジタル化への対応を含め、効果的かつ効率的な体制整備に努めること。また、成果指標の目標値については、令和8年度の検証期に限らず、毎年事業評価を踏まえて、その妥当性を引き続き検討すること。

< 会 議 資 料 >

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」素案について